

カード会員規約

(包括信用購入斡旋契約)

規約をよくお読みになってご納得のうえカードをご利用ください。

一般条項

第1条(会員)

株式会社エヌ・シー・ピー(以下「当社」と称します。)に対し、本規約承認のうえ、当社が発行するクレジットカード(以下「カード」と称します。)の利用をお申込みいただき、当社が入会を認めた方を会員とします。

第2条(カードの発行と管理)

1.当社は会員1名につき、1枚のカードを発行し、貸与します。
2.当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に当該会員ご自身のご署名をしていただきます。
3.カードの所有権は当社に属します。会員は、善良なる管理者の注意をもってカード及び、カード情報(会員氏名、会員番号、カードの有効期限等)を使用し、管理しなければなりません。
4.カードは、カード表面にお名前が記載され所定の署名欄に自署した会員ご本人のみが使用でき、他人に貸与、質入れ、譲渡もしくは担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することは一切できません。
5.前項に違反してカードが利用された場合、その利用代金等の支払いは会員の責任とします。
6.カードの有効期限は当社が指定する日までとし、カードの表面に記載します。
7.カードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き会員として適当と認めた方に新しいカードと会員規約を送付します。なお、有効期限内におけるカード利用等によるお支払いについては、有効期限経過後といえども会員規約の効力が維持されるものとします。

第3条(カード利用方法)

1.会員は次の(イ)～(ハ)に掲げる加盟店にカードを提示し所定の売上票にカードの署名と同じ署名をしていただくことにより、物品の購入ならびにサービスの提供を受けることができます。ただし、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、売上票などへの署名にかえて加盟店に設置している端末機でカード及び暗証番号を操作するなど当社が指定する方法により、物品の購入ならびにサービスの提供を受けることができるものとします。
(イ)当社と契約した加盟店。
(ロ)ユーシーカード株式会社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した日本国内の加盟店。
(ハ)ビザインターナショナルサービスアソシエーション(以下「国際提携組織」と称します。)に加盟した日本国内外のクレジットカード会社・金融機関と契約した日本国外の加盟店。(以下「海外加盟店」と称します。)
2.物品の購入又はサービスの提供を取り消す場合は、当社所定の手続きによるものとし、現金等での払い戻しはいたしません。
3.会員は現金化を目的として商品・サービスの購入等にカードのショッピング枠を利用することはできません。

第4条(年会費)

会員は当社所定の期日に年会費を支払うものとします。なお、年会費は理由のいかんを問わず、返還いたしません。

第5条(暗証番号)

1.当社は会員からのお申し出により、カードの暗証番号(4桁の数字)を登録するものとします。ただし、下記に該当する場合は、当社指定の方法により登録するものとします。
(イ)会員からのお申し出のない場合。
(ロ)当社が禁止している番号のお申し出があった場合。
2.会員は、暗証番号を第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3.カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、第三者による利用であっても、当社に責がある場合を除き、会員はそのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

第6条(カード利用可能枠)

1.カード利用可能枠は、当社が審査し決定した額を限度とするものとします。会員はその未決済利用代金がカード利用可能枠を超えない範囲で利用できます。なお、本条における利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービスの受領、キャッシング、通信販売、電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。
2.カード1回当たりの利用額は、当社が定める金額までとします。会員は、当社が承認した場合を除いて、利用可能枠を超えてカードを利用してはならないものとします。また当社の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを

利用した場合は、超過した金額を一括してお支払いいただく場合があります。
3.前第1.2項の利用可能枠は当社が必要と認めた場合、会員の利用状況及び会員の信用状況等に応じて、利用可能枠を増額又は減額することができるものとします。ただし会員より増額を希望しない旨の申し出があつた場合は増額しないものとし、キャッシング利用可能枠については会員が増額を希望した場合にのみ会員から申し出があつた希望可能枠を参考に当社が審査し決定するものとします。

第7条(代金決済)

1.当社が第29条に基づき譲り受けた債権ならびに会員の各種サービスの利用により取得した債権及び諸手数料などをキャッシングの利用による借入金及び利息の返済は、原則として毎月末日に締め切り、翌月27日(金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下「約定支払日」と称します。)に会員が預金金融機関と約定した預金口座(以下「お支払い預金口座」と称します。)から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌月以降の当社が指定した日にお支払いいただくことがあります。
2.当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に当該会員ご自身のご署名をしていただきます。
3.カードの所有権は当社に属します。会員は、善良なる管理者の注意をもってカード及び、カード情報(会員氏名、会員番号、カードの有効期限等)を使用し、管理しなければなりません。
4.カードは、カード表面にお名前が記載され所定の署名欄に自署した会員ご本人のみが使用でき、他人に貸与、質入れ、譲渡もしくは担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することは一切できません。
5.前項に違反してカードが利用された場合、その利用代金等の支払いは会員の責任とします。
6.カードの有効期限は当社が指定する日までとし、カードの表面に記載します。
7.カードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き会員として適当と認めた方に新しいカードと会員規約を送付します。なお、有効期限内におけるカード利用等によるお支払いについては、有効期限経過後といえども会員規約の効力が維持されるものとします。

第8条(支払金等の充当順位)

1.会員は次の(イ)～(ハ)に掲げる加盟店にカードを提示し所定の売上票にカードの署名と同じ署名をしていただくことにより、物品の購入ならびにサービスの提供を受けることができます。ただし、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、売上票などへの署名にかえて加盟店に設置している端末機でカード及び暗証番号を操作するなど当社が指定する方法により、物品の購入ならびにサービスの提供を受けることができるものとします。
(イ)当社と契約した加盟店。
(ロ)ユーシーカード株式会社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した日本国内の加盟店。

(ハ)ビザインターナショナルサービスアソシエーション(以下「国際提携組織」と称します。)に加盟した日本国内外のクレジットカード会社・金融機関と契約した日本国外の加盟店。(以下「海外加盟店」と称します。)
2.物品の購入又はサービスの提供を取り消す場合は、当社所定の手続きによるものとし、現金等での払い戻しはいたしません。
3.会員は現金化を目的として商品・サービスの購入等にカードのショッピング枠を利用することはできません。

第4条(年会費)

会員は当社所定の期日に年会費を支払うものとします。なお、年会費は理由のいかんを問わず、返還いたしません。

第5条(暗証番号)

1.当社は会員からのお申し出により、カードの暗証番号(4桁の数字)を登録するものとします。ただし、下記に該当する場合は、当社指定の方法により登録するものとします。
(イ)会員からのお申し出のない場合。
(ロ)当社が禁止している番号のお申し出があった場合。

2.会員は、暗証番号を第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3.カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、第三者による利用であっても、当社に責がある場合を除き、会員はそのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

第6条(カード利用可能枠)

1.カード利用可能枠は、当社が審査し決定した額を限度とするものとします。会員はその未決済利用代金がカード利用可能枠を超えない範囲で利用できます。なお、本条における利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービスの受領、キャッシング、通信販売、電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。
2.カード1回当たりの利用額は、当社が定める金額までとします。会員は、当社が承認した場合を除いて、利用可能枠を超えてカードを利用してはならないものとします。また当社の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを

利用した場合は、超過した金額を一括してお支払いいただく場合があります。
3.前第1.2項の利用可能枠は当社が必要と認めた場合、会員の利用状況及び会員の信用状況等に応じて、利用可能枠を増額又は減額することができるものとします。ただし会員より増額を希望しない旨の申し出があつた場合は増額しないものとし、キャッシング利用可能枠については会員が増額を希望した場合にのみ会員から申し出があつた希望可能枠を参考に当社が審査し決定するものとします。

第7条(代金決済)

1.当社が第29条に基づき譲り受けた債権ならびに会員の各種サービスの利用により取得した債権及び諸手数料などをキャッシングの利用による借入金及び利息の返済は、原則として毎月末日に締め切り、翌月27日(金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下「約定支払日」と称します。)に会員が預金金融機関と約定した預金口座(以下「お支払い預金口座」と称します。)から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌月以降の当社が指定した日にお支払いいただくことがあります。
2.当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に当該会員ご自身のご署名をしていただきます。
3.カードの所有権は当社に属します。会員は、善良なる管理者の注意をもってカード及び、カード情報(会員氏名、会員番号、カードの有効期限等)を使用し、管理しなければなりません。
4.カードは、カード表面にお名前が記載され所定の署名欄に自署した会員ご本人のみが使用でき、他人に貸与、質入れ、譲渡もしくは担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することは一切できません。
5.前項に違反してカードが利用された場合、その利用代金等の支払いは会員の責任とします。
6.カードの有効期限は当社が指定する日までとし、カードの表面に記載します。
7.カードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き会員として適当と認めた方に新しいカードと会員規約を送付します。なお、有効期限内におけるカード利用等によるお支払いについては、有効期限経過後といえども会員規約の効力が維持されるものとします。

第8条(支払金等の充当順位)

1.会員は次の(イ)～(ハ)に掲げる加盟店にカードを提示し所定の売上票にカードの署名と同じ署名をしていただくことにより、物品の購入ならびにサービスの提供を受けることができます。ただし、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、売上票などへの署名にかえて加盟店に設置している端末機でカード及び暗証番号を操作するなど当社が指定する方法により、物品の購入ならびにサービスの提供を受けることができるものとします。
(イ)当社と契約した加盟店。
(ロ)ユーシーカード株式会社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した日本国内の加盟店。

(ハ)ビザインターナショナルサービスアソシエーション(以下「国際提携組織」と称します。)に加盟した日本国内外のクレジットカード会社・金融機関と契約した日本国外の加盟店。(以下「海外加盟店」と称します。)
2.物品の購入又はサービスの提供を取り消す場合は、当社所定の手続きによるものとし、現金等での払い戻しはいたしません。
3.会員は現金化を目的として商品・サービスの購入等にカードのショッピング枠を利用することはできません。

4.会員は、暗証番号を第三に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
5.カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、第三者による利用であっても、当社に責がある場合を除き、会員はそのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

第4条(年会費)

会員は当社所定の期日に年会費を支払うものとします。なお、年会費は理由のいかんを問わず、返還いたしません。

第5条(暗証番号)

1.会員は、暗証番号を第三に知れないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2.会員は、暗証番号を第三に知れないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3.カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、第三者による利用であっても、当社に責がある場合を除き、会員はそのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

4.会員は、暗証番号を第三に知れないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
5.カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、第三者による利用であっても、当社に責がある場合を除き、会員はそのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

となく当社に対する一切の未払債務について当然に期限の利益を喪失し、その債務全額を直ちに支払うものとします。
(イ)会員がキャッシングを利用において、キャッシングの支払金の支払を1回でも遅滞した場合。

(ロ)会員が2回以上の分割払い、2ヶ月を超える1回払い(ボーナス一括払いを含む)又はリボルビング払いの利用の場合、商品や権利の購入又は役務の受領が会員にとって営業のためにまたは営業としてする取引(割賦販売法の定める業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約を除く)とならず、かつ、購入又は受領された商品、権利、役務が割賦販売法に定める指定期間、指定権利又は指定役務のいずれかに該当する場合に分割払いの分割払金又はリボルビング払いの弁済金の支払いを遅滞し、当社から20日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにも関わらず、その期間内に支払わなかった場合。

第7条(代金決済)

1.当社が第29条に基づき譲り受けた債権ならびに会員の各種サービスの利用により取得した債権及び諸手数料などをキャッシングの利用による借入金及び利息の返済は、原則として毎月末日に締め切り、翌月27日(金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下「約定支払日」と称します。)に会員が預金金融機関と約定した預金口座(以下「お支払い預金口座」と称します。)から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌月以降の当社が指定した日にお支払いいただくことがあります。
2.当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に当該会員ご自身のご署名をしていただきます。
3.カードの所有権は当社に属します。会員は、善良なる管理者の注意をもってカード及び、カード情報(会員氏名、会員番号、カードの有効期限等)を使用し、管理しなければなりません。
4.カードは、カード表面にお名前が記載され所定の署名欄に自署した会員ご本人のみが使用でき、他人に貸与、質入れ、譲渡もしくは担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することは一切できません。
5.前項に違反してカードが利用された場合、その利用代金等の支払いは会員の責任とします。
6.カードの有効期限は当社が指定する日までとし、カードの表面に記載します。
7.カードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き会員として適当と認めた方に新しいカードと会員規約を送付します。なお、有効期限内におけるカード利用等によるお支払いについては、有効期限経過後といえども会員規約の効力が維持されるものとします。

第8条(支払金等の充当順位)

1.会員は次の(イ)～(ハ)に掲げる加盟店にカードを提示し所定の売上票にカードの署名と同じ署名をしていただくことにより、物品の購入ならびにサービスの提供を受けることができます。ただし、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、売上票などへの署名にかえて加盟店に設置している端末機でカード及び暗証番号を操作するなど当社が指定する方法により、物品の購入ならびにサービスの提供を受けることができるものとします。
(イ)当社と契約した加盟店。
(ロ)ユーシーカード株式会社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した日本国内の加盟店。

(ハ)ビザインターナショナルサービスアソシエーション(以下「国際提携組織」と称します。)に加盟した日本国内外のクレジットカード会社・金融機関と契約した日本国外の加盟店。(以下「海外加盟店」と称します。)
2.物品の購入又はサービスの提供を取り消す場合は、当社所定の手続きによるものとし、現金等での払い戻しはいたしません。
3.会員は現金化を目的として商品・サービスの購入等にカードのショッピング枠を利用することはできません。

4.会員は、暗証番号を第三に知れないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
5.カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、第三者による利用であっても、当社に責がある場合を除き、会員はそのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

第4条(年会費)

会員は当社所定の期日に年会費を支払うものとします。なお、年会費は理由のいかんを問わず、返還いたしません。

第5条(暗証番号)

1.会員は、暗証番号を第三に知れないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2.会員は、暗証番号を第三に知れないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3.カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、第三者による利用であっても、当社に責がある場合を除き、会員はそのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

4.会員は、暗証番号を第三に知れないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
5.カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、第三者による利用であっても、当社に責がある場合を除き、会員はそのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

残金全額を一括して支払う場合は、当社指定の方法によりお支払いいたします。

第19条(合意管轄裁判所)

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額のいかんに係らず、会員の住所地、購入地及び当社の本社、各支店、営業所所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所とします。

第20条(準拠法)

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

第21条(本約款の変更)

2.会員等は、会員及び会員の配偶者に係る本契約に関する客観的な取引事実に基づく会員等の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、学校名、本人確認書類(運転免許証等)の記号番号等の本人識別情報及び会員に配偶者がある場合の当該の婚姻関係に関する情報、申込日、契約の種類、契約日、商品名、役務名、権利名及びその数量・回数・期間、契約額、貯付額、支払回数等契約内容に関する情報等。利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、本契約不履行に係る情報、支払停止の抗弁に関する情報、債権譲渡等の情報が加盟店に後記ご案内に期間登録され、加盟店信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟店会員により、会員及び当該会員の配偶者等の支払能力・返済能力に関する調査(支払能力・返済能力又は転居先の調査をいつの)のために利用されることに同意するものとします。

3.会員等は、前第1.2.項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟店信用情報機関による加盟店会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟店信用情報機関及びその加盟店会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

4.加盟店信用情報機関及び提携信用情報機関の名称、住所、電話番号等は後記ご案内のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面等により通知し同意を得るものとします。

第25条(個人情報の開示・訂正・削除)

1.会員等は当社及び第24条で記載する個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

(イ)当社に開示を求める際は、後記ご案内の当社相談窓口に連絡するものとします。

(ロ)個人信用情報機関に開示を求める際は、後記ご案内の加盟店信用情報機関・提携信用情報機関の連絡先に連絡するものとします。

2.開示の結果、万一内容が不正確又は誤りがあることが判明した場合は、当社は速やかに訂正又は削除に応じます。

第26条(個人情報の取扱いに不同意の場合)

当社は会員等が入会申込書に必要な記載事項の記載を希望しない場合及び本重要事項の内容の全部又は一部を承認できない場合は、入会を認めない場合や退会の手続きをとることができます。ただし、第23条第4.項に定める事項のうち、ご利用代金明細又はカードを送付する際に営業案内等を同封する場合を除く個人情報の利用については、当社は会員等がこれを承認できないことを理由に入会をお断りすることや退会の手続き等をとることはございません。また、その利用について会員等から中止の申し出があった場合には、当社はそれ以降の利用を中止するものとします。

第27条(本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても申し込みの際に当社が取得した情報は第23条及び第24条第2.項に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間保有・利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

《カードショッピング条項》

※カードには、分割払い専用・リボルビング払い専用の2種類がありますので、ご確認いただいたうえでご利用ください。

第28条(加盟店への連絡等)

会員のカード利用にあたっては、加盟店から当社が照会を受ける場合、また同様に当社から加盟店に照会を行う場合があります。この際、当社は加盟店に対して次の回答・確認・指示を行うことがあります、会員はこれを承諾するものとします。

1.加盟店からの照会に對して当社が必要と認めた事項について回答すること。

2.カードの提示者が会員本人であることを確認すること。

3.会員のカード使用が本規約に違反する又は、違反するおそれのある場合、その他不審と判断した場合などには、カードの使用をお断りすること。

4.前項の場合、会員へのカード貸与を一時停止し、加盟店を通じてカードを当社に返却していただくこと。

5.貴金属、金券等の一部商品については、カードの利用を制限させていただくこと。

6.通信料金等、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けている場合、会員番号等の変更情報等を加盟店に通知すること。

第29条(債権譲渡)

1.会員はカードの利用又は当社の係る通信販売等により生じた加盟店の会員に対する債権の任意の時期ならびに方法での譲渡について、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、会員に対する個別の通知又は承認の請求を省略するものとします。

(イ)会員の手数料は毎月末日現在の未請求残元本に対して月利1.25%

(イ)加盟店が当社に譲渡すること。

(ロ)加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること。

(ハ)加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡したこと。

2.前項により当社が譲り受けた債権額は、加盟店において会員がカードを提示してご署名いたいたい売上票の合計金額とします。ただし、当社が未請求残元本と手数料の合計額をお支払いいただけます。また、未請求残元本が1,000円未満になる場合は、その金額を当月請求分に加算するものとします。

(ハ)利用残高が毎月の支払い元金に満たない場合、翌月のお支払いは未請求残元本と手数料の合計額をお支払いいただけます。また、未請求残元本が1,000円未満になる場合は、その金額を当月請求分に加算するものとします。

(二)会員は当社が定める日までに申し出を行い当社が適当と認めた場合には、カード利用の際に指定した月々のお支払い規定額を変更することができるものとします。

3.お支払い例(Dコースで6月1日に10万円をご利用の場合)

a. 6月27日に支払う金額(6月30日締切)6月2日～7月27日分(56日間)

100,000円×18.00%×56日÷365日=2,761円(利息)

支払金額:10,000円 内訳:7,239円(元金)+2,761円(利息)

b. 6月27日に支払う金額(7月31日締切)7月28日～8月27日分(31日間)

92,761円×18.00%×31日÷365日=1,418円(利息)

支払金額:10,000円 内訳:8,582円(元金)+1,418円(利息)

c. 6月27日に支払う金額(8月31日締切)8月28日～9月27日分(31日間)

84,179円×18.00%×31日÷365日=1,286円(利息)

支払金額:10,000円 内訳:8,714円(元金)+1,286円(利息)

4.会員は、前第2.項の申し出をした場合は、速やかに上記の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付のこと)を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が上記の事由について調査をする必要がある場合は、会員はその調査に協力するものとします。

5.前第1.項の規定に係らず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。

(1)支払回数が1回払いのとき。

(2)売買契約が会員にとって営業のためにまたは営業としてする取引(割賦販売法の定める業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約は除く)であるとき。

(3)1回のカード利用に係る支払い総額が4万円に満たないとき。ただしリボルビング払いの場合は、カード利用に係る現金価格の合計が3万8千円に満たないとき。

(4)会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。

(5)日本国外でカードを利用したとき。

(6)当社の承諾なしに売買契約の合意解約、加盟店に対するカードショッピングの支払金の支払い、その他当社の債券を侵害する行為をしたとき。

6.会員は、当社がカードショッピングの支払金の残額から前第1.項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピングの支払いを継続するものとします。

7.会員は当社が定める日までに申し出を行い当社が適当と認めた場合には、カード利用の際に指定した支払い区分を変更することができるものとします。その場合、手数料・支払金額等については、カード利用の際に変更するものとします。

8.会員は、カード利用の際に分割払い(1回払い)、2回払い、3回以上

の分割払い(ボーナス併用分割払い)も含む。以下「分割払い」と称します。リボルビング払い、ボーナス一括払いのいずれかを指定することができます。

9.加盟店及び商品又はサービスによっては、利用できない支払い区分があります。なお、支払い区分の指定がない場合は、1回払いとさせていただきます。

10.会員は当社が定める日までに申し出を行った場合に、当社が適当と認めた場合には、カード利用の際に指定した支払い区分を変更することができるものとします。

11.会員はカード利用の際に分割払い(1回払い)、2回払い、3回以上

の分割払い(ボーナス併用分割払い)も含む。以下「分割払い」と称します。リボルビング払い、ボーナス一括払いのいずれかを指定することができます。

12.加盟店及び商品又はサービスによっては、利用できない支払い区分があります。なお、支払い区分の指定がない場合は、1回払いとさせていただきます。

13.会員は当社が定める日までに申し出を行った場合に、当社が適當と認めた場合には、カード利用の際に指定した支払い区分を変更することができるものとします。

14.会員はカード利用の際に分割払い(1回払い)、2回払い、3回以上

の分割払い(ボーナス併用分割払い)も含む。以下「分割払い」と称します。リボルビング払い、ボーナス一括払いのいずれかを指定することができます。

15.加盟店及び商品又はサービスによっては、利用できない支払い区分があります。なお、支払い区分の指定がない場合は、1回払いとさせていただきます。

16.会員は当社が定める日までに申し出を行った場合に、当社が適當と認めた場合には、カード利用の際に指定した支払い区分を変更することができるものとします。

17.会員はカード利用の際に分割払い(1回払い)、2回払い、3回以上

の分割払い(ボーナス併用分割払い)も含む。以下「分割払い」と称します。リボルビング払い、ボーナス一括払いのいずれかを指定することができます。

18.加盟店及び商品又はサービスによっては、利用できない支払い区分があります。なお、支払い区分の指定がない場合は、1回払いとさせていただきます。

19.会員は当社が定める日までに申し出を行った場合に、当社が適當と認めた場合には、カード利用の際に指定した支払い区分を変更することができるものとします。

20.会員はカード利用の際に分割払い(1回払い)、2回払い、3回以上

の分割払い(ボーナス併用分割払い)も含む。以下「分割払い」と称します。リボルビング払い、ボーナス一括払いのいずれかを指定することができます。

21.加盟店及び商品又はサービスによっては、利用できない支払い区分があります。なお、支払い区分の指定がない場合は、1回払いとさせていただきます。

22.会員は当社が定める日までに申し出を行った場合に、当社が適當と認めた場合には、カード利用の際に指定した支払い区分を変更することができるものとします。

23.会員はカード利用の際に分割払い(1回払い)、2回払い、3回以上

の分割払い(ボーナス併用分割払い)も含む。以下「分割払い」と称します。リボルビング払い、ボーナス一括払いのいずれかを指定することができます。

24.加盟店及び商品又はサービスによっては、利用できない支払い区分があります。なお、支払い区分の指定がない場合は、1回払いとさせていただきます。

25.会員は当社が定める日までに申し出を行った場合に、当社が適當と認めた場合には、カード利用の際に指定した支払い区分を変更することができるものとします。

26.会員はカード利用の際に分割払い(1回払い)、2回払い、3回以上

の分割払い(ボーナス併用分割払い)も含む。以下「分割払い」と称します。リボルビング払い、ボーナス一括払いのいずれかを指定することができます。

27.加盟店及び商品又はサービスによっては、利用できない支払い区分があります。なお、支払い区分の指定がない場合は、1回払いとさせていただきます。

28.会員は当社が定める日までに申し出を行った場合に、当社が適當と認めた場合には、カード利用の際に指定した支払い区分を変更することができるものとします。

29.会員はカード利用の際に分割払い(1回払い)、2回払い、3回以上

の分割払い(ボーナス併用分割払い)も含む。以下「分割払い」と称します。リボルビング払い、ボーナス一括払いのいずれかを指定することができます。

30.加盟店及び商品又はサービスによっては、利用できない支払い区分があります。なお、支払い区分の指定がない場合は、1回払いとさせていただきます。

31.会員は当社が定める日までに申し出を行った場合に、当社が適當と認めた場合には、カード利用の際に指定した支払い区分を変更することができるものとします。

32.会員はカード利用の際に分割払い(1回払い)、2回払い、3回以上

の分割払い(ボーナス併用分割払い)も含む。以下「分割払い」と称します。リボルビング払い、ボーナス一括払いのいずれかを指定することができます。

33.加盟店及び商品又はサービスによっては、利用できない支払い区分があります。なお、支払い区分の指定がない場合は、1回払いとさせていただきます。

34.会員は当社が定める日までに申し出を行った場合に、当社が適當と認めた場合には、カード利用の際に指定した支払い区分を変更することができるものとします。

35.会員はカード利用の際に分割払い(1回払い)、2回払い、3回以上

の分割払い(ボーナス併用分割払い)も含む。以下「分割払い」と称します。リボルビング払い、ボーナス一括払いのいずれかを指定することができます。

36.加盟店及び商品又はサービスによっては、利用できない支払い区分があります。なお、支払い区分の指定がない場合は、1回払いとさせていただきます。

37.会員は当社が定める日までに申し出を行った場合に、当社が適當と認めた場合には、カード利用の際に指定した支払い区分を変更することができるものとします。

38.会員はカード利用の際に分割払い(1回払い)、2回払い、3回以上

の分割払い(ボーナス併用分割払い)も含む。以下「分割払い」と称します。リボルビング払い、ボーナス一括払いのいずれかを指定することができます。

39.加盟店及び商品又はサービスによっては、利用できない支払い区分があります。なお、支払い区分の指定がない場合は、1回払いとさせていただきます。

40.会員は当社が定める日までに申し出を行った場合に、当社が適當と認めた場合には、カード利用の際に指定した支払い区分を変更することができるものとします。

41.会員はカード利用の際に分割払い(1回払い)、2回払い、3回以上

の分割払い(ボーナス併用分割払い)も含む。以下「分割払い」と称します。リボルビング払い、ボーナス一括払いのいずれかを指定することができます。

42.加盟店及び商品又はサービスによっては、利用できない支払い区分があります。なお、支払い区分の指定がない場合は、1回払いとさせていただきます。

43.会員は当社が定める日までに申し出を行った場合に、当社が適當と認めた場合には、カード利用の際に指定した支払い区分を変更することができるものとします。